

大磯中学校における聴講生の受入れについて（要領）

1 趣旨

学校教育目標の具現化にともなう重点施策の1つとして開かれた学校づくりの推進に努める方策として聴講生受入れを推進するために必要な事項を定める。

2 目的

地域との積極的な交流により、町民と生徒の共生、共育、共創社会の実現を図り、より質の高い教育活動の展開を実施することにより、これからの新しい学校教育のあり方を模索する。

3 ねらい

- (1) 学校教育を生涯学習の基礎基本を学ぶ場にとらえ、町民の希望者にも、生涯学習確立のための再教育の機会とする。
- (2) 地域に開かれた学校の姿を求め、学校が地域を作り、地域が学校を作るという関係をより推進する。
- (3) 町民と生徒が共に生活する場や学びあう場を持つことで、高齢者には生きがいを提供し、生徒には思いやりと学習意欲の向上を期待する。
- (4) 学習活動の場面によっては、聴講生も指導者として知識技能を生かすことができ、より質の高い学習活動が可能になる。
- (5) 授業に適度な緊張感を与え、授業に対する意識の改革をもたらす。

4 内容

- (1) 学校の受入れ体制の整備により、教科、単元、学年、学級などに聴講生として生徒と共に学習する町民を公募する。
- (2) 校長を中心とする聴講生受入れ推進会議（教頭、教務、総括教諭）の協議により受講希望者の審査を行い受入れの決定をする。
- (3) 教務主任、学年主任、教科主任の協議により具体的な内容を決定する。

5 その他

- (1) 学校だよりや大磯中学校ホームページ、4月の町広報誌などを活用し聴講生の公募を行う。
- (2) 審査により受入れ決定次第、適時実施する。
- (3) 受講料は、無料であるが教材費等は実費聴講生の個人負担とする。
- (4) 健全な教育活動の支障をきたすような行為があった場合には、聴講生としての受入れを中止する。
- (5) 事故等があった場合、学校、教員、生徒への責任を求めないこと、保障制度はないため、聴講生の自己責任において処理することとする。